

# 公 示

定款細則第1条に基づき、一般社団法人日本救急看護学会社員（評議員）の選出を下記の通り行います。申請される会員は、下記の事項にご留意の上、所定の手続きをお取り下さい。

## 記

1. 選出する社員（評議員）総数は全正会員の5パーセント程度です。  
任期は2019年10月3日～2023年開催の社員総会の前日までです。
2. 社員（評議員）に申請される方は、社員（評議員）候補者審査申請書（様式1～様式4）を学会ホームページよりダウンロードし記入下さい。ダウンロードできない方は、本学会事務所までご請求下さい。その際、返信用として宛先を記載したレターパックプラス又はレターパックライトを同封して下さい。
3. 再任希望の方も同手続きが必要です。  
新規に社員（評議員）に申請する場合は、推薦書（現評議員2名の推薦）が必要です。  
（現評議員は、日本救急看護学会ホームページ「本学会について」の「学会役員」及び「評議員」のページに掲載されています。）  
再任・新規ともに、上司の承認を必要とする場合は、様式4の「社員（評議員）承認書」を送付下さい。
4. 審査申請書類の交付期間及び申請書類の受付期間  
**審査申請書交付期間** ホームページからのダウンロード期間：2019年2月25日～3月24日  
郵送希望の場合の請求期間：2019年2月25日～3月14日【**必着**】  
**審査申請書受付期間** 2019年2月25日～3月24日（消印有効）  
※審査申請書類を送付の際は、必ず書留郵便、レターパック等、送付履歴の確認がとれる方法（普通郵便・メール便は不可）でお送り下さい。
5. 提出の際は、原本の他に、様式1から様式4のコピー3部と受領確認の返信用郵便はがき（表面に宛名を記載してください）を同封して下さい。
6. 社員（評議員）が具備すべき条件は、以下、定款細則第13条となりますので、ご確認下さい。

### ●評議員候補者が具備すべき資格条件（一般社団法人日本救急看護学会 定款細則第13条）

- 第13条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。
- 一 引き続き5年以上当法人の会員であることを原則とし、かつ会費を完納していること。
  - 二 最近5年間に救急看護に関する十分な業績のあること。なお、業績の中に当法人学術集会発表や機関誌掲載論文を含むことが望ましい。
  - 三 評議員2名の推薦があること。ただし評議員再任候補者については推薦を必要としない。
  - 四 正当な理由なくして連続2年間にわたり定時社員総会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。
- 2 前項の規定にかかわらず、その他理事会が認める者も評議員候補者となることのできる。

2019年2月

以上

一般社団法人 日本救急看護学会  
代表理事 松月 みどり

\* 本件に関する問い合わせ及び書類請求・送付先：

一般社団法人日本救急看護学会 事務所  
〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3  
株式会社へるす出版事業部内  
Tel：03-3384-8030/Fax：03-3380-8627  
E-mail：jaen@herusu-shuppan.co.jp